

令和6年能登半島地震で倒壊したブロック塀等について

撤去運搬に要した費用に対して支援します

市民の皆様の協力による早期復旧・安全確保・処理費用の負担軽減のため、倒壊したブロック塀等の撤去運搬等に要した経費を助成いたします。

1 対象者	倒壊したブロック塀等の所有者
2 対象物	高岡市内の令和6年能登半島地震により倒壊したブロック塀、灯籠、外壁、庭木、その他それに類するもので、重量物である等の事由により、撤去運搬が困難な物 (居住用家屋または事務所兼住居に属するものに限る)
3 補助額	撤去運搬に要した費用の全額 (限度額2万円)
4 必要書類等	① 高岡市令和6年能登半島地震に係る倒壊ブロック塀等撤去運搬費補助金交付申請書兼請求書 〔配布方法：高岡市役所環境政策課窓口、高岡市公式ホームページ〕 〔記載事項：申請者住所・氏名・連絡先、倒壊したブロック塀等の所在地、撤去運搬に要した額、交付申請額、振込先口座情報〕 ② 被災状況（倒壊したブロック塀等）及び撤去後の状態がわかる写真 ③ 支払いの事実が確認できるもの（領収書の写し等） ④ 振込先口座情報が確認できるもの（通帳の写し等） ⑤ その他、状況に応じ市長が必要と認める書類
5 受付期間	令和6年1月22日（月）～ 当面の間 ※予算の範囲内での実施
6 受付場所	高岡市役所環境政策課（高岡市長慶寺640）2階窓口
7 申請方法	・書類申請（窓口受付） ・電子申請（※来庁不要） https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/vuQp97BF 
8 留意事項	・申請は、1申請者につき1回のみとするほか、居住用敷地1敷地につき1回限りとする ・申請者氏名、振込先口座の名義、支払い確認書類（領収書等）の宛名は、必ず同一であること ・当該ブロック塀等に対し、高岡市が実施する他の補助金と併用は不可
9 お問い合わせ先	高岡市役所環境政策課（電話番号：0766-22-2144）